# 一般社団法人日本データベース学会表彰規程

2021年4月1日制定

(総則)

第1条 一般社団法人日本データベース学会(以下、本会と略す)が行う表彰は、この規程により行う。

#### (表彰の種類)

- 第2条 表彰の種類は、次のとおりとする.
  - 1. 功労賞 (DBSJ Award for Distinguished Achievement and Contribution)
  - 2. 若手功績賞 (DBSJ Young Researcher's Achievement and Contribution Award)
  - 3. 上林奨励賞 (DBSJ Kambayashi Young Researcher Award)
  - 4. 業績賞 (DBSJ Industrial Achievement Award)
  - 5. 論文賞 (Best Paper Award)
  - 6. その他, 本会で特に認めた賞及び感謝状

#### (功労賞)

第3条 功労賞は、本会功労賞規程に基づき贈呈する.

#### (若手功績賞)

第4条 若手功績賞は、本会若手功績賞規程に基づき贈呈する.

### (上林奨励賞)

第5条 上林奨励賞は、本会上林奨励賞規程に基づき贈呈する.

#### (業績賞)

第6条 業績賞は、本会業績賞規程に基づき贈呈する.

# (論文賞)

第7条 論文賞は、本会論文賞規程に基づき贈呈する.

# (改廃)

第8条 本規程の改廃は、本会理事会の承認を得るものとする.

# 附則

1. 本規程は, 2021年4月1日から施行する.